

新旧対照表

建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>1 (略)</p> <p>(等級の格付の基準)</p> <p>2 (略)</p> <p>(総合点数の算定方法)</p> <p>3 総合点数の算定は、次に定める方式による。</p> <p style="padding-left: 20px;">X 1、X 2、Y、Z、Wは「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数</p> <p style="padding-left: 40px;">総合点数=(1)により算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 +D 4 +D 5 +D 6 +D 7 +D 8 +D 9 +D 1 0 +D 1 1 +D 1 2 +D 1 3 -D 1 4</p> <p>D 1 : 別記D 1 による工事成績等による評点</p> <p>D 2 : 別記D 2 によるV E 提案等による評点</p> <p>D 3 : 別記D 3 による工事表彰に関する評点</p> <p>D 4 : 別記D 4 によるI S O9000 シリーズ認証取得に関する評点</p> <p>D 5 : 別記D 5 による災害応急対策に関する評点</p> <p>D 6 : 別記D 6 による監理技術者数に関する評点</p> <p>D 7 : 別記D 7 による障害者雇用に関する評点</p> <p>D 8 : 別記D 8 による次世代育成支援に関する評点</p> <p>D 9 : 別記D 9 による労働災害防止に関する評点</p> <p>D 1 0 : 別記D 1 0 による環境負荷の軽減に関する評点</p> <p>D 1 1 : 別記D 1 1 による地域防災に関する評点</p> | <p>(目的)</p> <p>1 (略)</p> <p>(等級の格付の基準)</p> <p>2 (略)</p> <p>(総合点数の算定方法)</p> <p>3 総合点数の算定は、次に定める方式による。</p> <p style="padding-left: 20px;">X 1、X 2、Y、Z、Wは「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数</p> <p style="padding-left: 40px;">総合点数=(1)により算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 +D 4 +D 5 +D 6 +D 7 +D 8 +D 9 +D 1 0 +D 1 1 +D 1 2 +D 1 3 <u>+D 1 4 +D 1 5 -D 1 6</u></p> <p>D 1 : 別記D 1 による工事成績等による評点</p> <p>D 2 : 別記D 2 によるV E 提案等による評点</p> <p>D 3 : 別記D 3 による工事表彰に関する評点</p> <p>D 4 : 別記D 4 によるI S O9000 シリーズ認証取得に関する評点</p> <p>D 5 : 別記D 5 による災害応急対策に関する評点</p> <p>D 6 : 別記D 6 による監理技術者数に関する評点</p> <p>D 7 : 別記D 7 による障害者雇用に関する評点</p> <p>D 8 : 別記D 8 による次世代育成支援に関する評点</p> <p>D 9 : 別記D 9 による労働災害防止に関する評点</p> <p>D 1 0 : 別記D 1 0 による環境負荷の軽減に関する評点</p> <p>D 1 1 : 別記D 1 1 による地域防災に関する評点</p> |

D 1 2 : 別記D 1 2による暴力団排除に関する評点

D 1 3 : 別記D 1 3による建設キャリアアップシステムに関する評点

D 1 4 : 別記D 1 4による参加停止措置を受けた場合の減点

(3) 共同企業体の総合点数

ア (略)

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数=アにより算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 -D 1 4

D 1 : 別記D 1による工事成績等による評点 (当該共同企業体としてのもの)

D 2 : 別記D 2によるVE提案等による評点 (当該共同企業体として提案したもの)

D 3 : 別記D 3による工事表彰に関する評点 (当該共同企業体として受賞したもの)

D 1 4 : 別記D 1 4による参加停止措置を受けた場合の減点 (当該共同企業体としてのもの)

(4) 事業協同組合の総合評点

ア (略)

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数=アにより算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 +D 4 +D 5 +D 6 +D 7
+D 8 +D 9 +D 1 0 +D 1 1 +D 1 2 +D 1 3 -D 1 4

D 1 : 別記D 1による工事成績等による評点 (当該組合としてのもの)

D 2 : 別記D 2によるVE提案による評点 (当該組合として提案したもの)

D 3 : 別記D 3による工事表彰に関する評点 (当該組合として受賞したもの)

D 4 : 別記D 4によるISO9000シリーズ認証取得に関する評点 (当該組合として取得したもの)

D 5 : 別記D 5による災害応急対策に関する評点 (当該組合としてのもの)

D 6 : 別記D 6による監理技術者数に関する評点 (当該組合としてのもの)

D 1 2 : 別記D 1 2による暴力団排除に関する評点

D 1 3 : 別記D 1 3による建設キャリアアップシステムに関する評点

D 1 4 : 別記D 1 4による若手技術者育成型入札に関する評点

D 1 5 : 別記D 1 5による小規模修繕委託に関する評点

D 1 6 : 別記D 1 6による参加停止措置を受けた場合の減点

(3) 共同企業体の総合点数

ア (略)

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数=アにより算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 -D 1 6

D 1 : 別記D 1による工事成績等による評点 (当該共同企業体としてのもの)

D 2 : 別記D 2によるVE提案等による評点 (当該共同企業体として提案したもの)

D 3 : 別記D 3による工事表彰に関する評点 (当該共同企業体として受賞したもの)

D 1 6 : 別記D 1 6による参加停止措置を受けた場合の減点 (当該共同企業体としてのもの)

(4) 事業協同組合の総合評点

ア (略)

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数=アにより算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 +D 4 +D 5 +D 6 +D 7
+D 8 +D 9 +D 1 0 +D 1 1 +D 1 2 +D 1 3 +D 1 4 +D 1 5 -D 1 6

D 1 : 別記D 1による工事成績等による評点 (当該組合としてのもの)

D 2 : 別記D 2によるVE提案による評点 (当該組合として提案したもの)

D 3 : 別記D 3による工事表彰に関する評点 (当該組合として受賞したもの)

D 4 : 別記D 4によるISO9000シリーズ認証取得に関する評点 (当該組合として取得したもの)

D 5 : 別記D 5による災害応急対策に関する評点 (当該組合としてのもの)

D 6 : 別記D 6による監理技術者数に関する評点 (当該組合としてのもの)

D 7 : 別記D 7 による障害者雇用に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 8 : 別記D 8 による次世代育成支援に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 9 : 別記D 9 による労働災害防止に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 1 0 : 別記D 1 0 による環境負荷の軽減に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 1 1 : 別記D 1 1 による地域防災に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 1 2 : 別記D 1 2 による暴力団排除に関する評点
D 1 3 : 別記D 1 3 による建設キャリアアップシステムに関する評点 (当該組合としてのもの)

D 1 4 : 別記D 1 4 による参加停止措置を受けた場合の減点 (当該組合としてのもの)

(5) 合併したときの総合点数

ア (略)

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数=アにより算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 +D 4 +D 5 +D 6 +D 7
+D 8 +D 9 +D 1 0 +D 1 1 +D 1 2 +D 1 3 -D 1 4

D 1 : 別記D 1 による工事成績等による評点

D 2 : 別記D 2 によるVE提案による評点

D 3 : 別記D 3 による工事表彰に関する評点

D 4 : 別記D 4 によるISO9000 シリーズ認証取得に関する評点

D 5 : 別記D 5 による災害応急対策に関する評点

D 6 : 別記D 6 による監理技術者数に関する評点

D 7 : 別記D 7 による障害者雇用に関する評点

D 8 : 別記D 8 による次世代育成支援に関する評点

D 9 : 別記D 9 による労働災害防止に関する評点

D 1 0 : 別記D 1 0 による環境負荷の軽減に関する評点

D 1 1 : 別記D 1 1 による地域防災に関する評点

D 7 : 別記D 7 による障害者雇用に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 8 : 別記D 8 による次世代育成支援に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 9 : 別記D 9 による労働災害防止に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 1 0 : 別記D 1 0 による環境負荷の軽減に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 1 1 : 別記D 1 1 による地域防災に関する評点 (当該組合としてのもの)
D 1 2 : 別記D 1 2 による暴力団排除に関する評点
D 1 3 : 別記D 1 3 による建設キャリアアップシステムに関する評点 (当該組合としてのもの)

D 1 4 : 別記D 1 4 による若手技術者育成型入札に関する評点 (当該組合としてのもの)

D 1 5 : 別記D 1 5 による小規模修繕委託に関する評点 (当該組合としてのもの)

D 1 6 : 別記D 1 6 による参加停止措置を受けた場合の減点 (当該組合としてのもの)

(5) 合併したときの総合点数

ア (略)

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数=アにより算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 +D 4 +D 5 +D 6 +D 7
+D 8 +D 9 +D 1 0 +D 1 1 +D 1 2 +D 1 3 +D 1 4 +D 1 5 -D 1 6

D 1 : 別記D 1 による工事成績等による評点

D 2 : 別記D 2 によるVE提案による評点

D 3 : 別記D 3 による工事表彰に関する評点

D 4 : 別記D 4 によるISO9000 シリーズ認証取得に関する評点

D 5 : 別記D 5 による災害応急対策に関する評点

D 6 : 別記D 6 による監理技術者数に関する評点

D 7 : 別記D 7 による障害者雇用に関する評点

D 8 : 別記D 8 による次世代育成支援に関する評点

D 9 : 別記D 9 による労働災害防止に関する評点

D 1 0 : 別記D 1 0 による環境負荷の軽減に関する評点

D 1 1 : 別記D 1 1 による地域防災に関する評点

D 1 2 : 別記D 1 2 による暴力団排除に関する評点

D 1 3 : 別記D 1 3 による建設キャリアアップシステムに関する評点

D 1 4 : 別記D 1 4 による参加停止措置を受けた場合の減点

4～15 (略)

附 則

(略)

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

D 1 2 : 別記D 1 2 による暴力団排除に関する評点

D 1 3 : 別記D 1 3 による建設キャリアアップシステムに関する評点

D 1 4 : 別記D 1 4 による若手技術者育成型入札に関する評点

D 1 5 : 別記D 1 5 による小規模修繕委託に関する評点

D 1 6 : 別記D 1 6 による参加停止措置を受けた場合の減点

4～15 (略)

附 則

(略)

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

2 この訓令は、令和5・6年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、令和4年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。